

(令和 7 年 10 月 31 日作成)

(令和●年●月●日更新)

表題	e-Tax ソフト (WEB 版) から送信した申告等データに誤りがあったため、訂正したい
ファイル名	2 徴収高計算書・納付情報登録依頼、申告データ

目次

1	申告期限後である場合や送信自体が誤っていた場合	1
2	申告期限内かつ、納付または還付が済んでいる場合	1
3	申告期限内かつ、納付をしておらず、ダイレクト納付の期日指定をしている場合	1
4	申告期限内かつ、納付をしておらず、ダイレクト納付の期日指定もしていない場合	1
5	申告期限内かつ、還付の振り込みが完了していない場合	2
6	申告期限内かつ、納付も還付も発生しない場合	2

1	申告期限後である場合や送信自体が誤っていた場合
税務署へ今後の手続きについてお問い合わせください。 税務署へ電話していただき、音声案内で「2」番を選択してください。 電話口の税務署の職員へご相談ください。	
2	申告期限内かつ、納付または還付が済んでいる場合
既に還付金が振り込まれたえい、納付が済んでいる場合は、提出先の税務署に今後の手続きについて確認してください。 税務署へ電話していただき、音声案内で「2」番を選択してください。 電話口の税務署の職員へご相談ください。	
3	申告期限内かつ、納付をしておらず、ダイレクト納付の期日指定をしている場合
誤ったデータについて納付日の指定をしている場合は、納付指定日の取消しを行わないと二重（訂正前と訂正後）に納付が行われてしまいます。納付指定日の取り消しを行ってください。その上で、訂正したデータを再度送信し、その際に格納された受信通知から改めてダイレクト納付の納付日の指定を行ってください。 なお、先に送信した手続き（誤った内容）を無効にするための手続きも必要ありません。 納付指定日の取消方法は以下のとおりです。 ① 納付日の指定を行った誤りのある申告等データの受信通知を開き、『納付指定日の取り消し』を押します。 ② 確認メッセージ（「ダイレクト納付の取消しを行います。よろしいですか？」）が表示されますので、『はい』を押します。 ③ 納付指定日の取消が完了しますと、メッセージボックスに「ダイレクト納付取消通知」が格納されますのでご確認ください。 以上で、納付指定日の取消は完了です。	
4	申告期限内かつ、納付をしておらず、ダイレクト納付の期日指定もしていない場合
まだ納付されていない、還付金が振り込まれていない、納税額・還付額が無い場合は、訂正したデータを再度送信してください。特に、訂正したデータを送信した旨を税務署に連絡する必要はありません。 納付を行う際は、訂正後のデータで受信した納付区分番号を使用してください。	

(参考)

- ・先に送信した手続（誤った内容）を無効にするための手続きも必要ありません。
- ・書面で訂正して申告を行うこともできます。

5 申告期限内かつ、還付の振り込みが完了していない場合

まだ納付されていない、還付金が振り込まれていない、納税額・還付額が無い場合は、訂正したデータを再度送信してください。特に、訂正したデータを送信した旨を税務署に連絡する必要はありません。

納付を行う際は、訂正後のデータで受信した納付区分番号を使用してください。

(参考)

- ・先に送信した手続（誤った内容）を無効にするための手続きも必要ありません。
- ・書面で訂正して申告を行うこともできます。

6 申告期限内かつ、納付も還付も発生しない場合

まだ納付されていない、還付金が振り込まれていない、納税額・還付額が無い場合は、訂正したデータを再度送信してください。特に、訂正したデータを送信した旨を税務署に連絡する必要はありません。

納付を行う際は、訂正後のデータで受信した納付区分番号を使用してください。

(参考)

- ・先に送信した手続（誤った内容）を無効にするための手続きも必要ありません。
- ・書面で訂正して申告を行うこともできます。